



建管第403号
平成20年10月1日

県土整備部各(局)課長 殿
各総合県民局県土整備部長 殿

県土整備部長

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則 第25条第5項の運用の拡充について(通知)

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則(以下「契約約款」という。)第25条第5項の規定(以下「単品スライド条項」という。)の運用については、「徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則第25条第5項の運用について」(平成20年6月20日建管第198号。以下「運用通知」という。)により定めたところですが、原油価格の高騰等により、鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあるため、当分の間、次のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、適切に取り扱ってください。

なお、本通知に基づき単品スライド条項を適用しようとする場合には、事前に協議してください。

1 拡充内容

原油価格の高騰等の特別な要因により、地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通知に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。

この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成20年10月1日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通達の施行日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であっても、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとする。